

(1) 感染予防策

- ① 登校時等は玄関入り口で手指消毒を実施し、合わせて日常的な手洗いを徹底する。
- ② 学校内ではマスクを着用する。
- ③ 人との身体的距離を確保する。
 - ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ・教室の机の間隔は可能な限り広く保つ。
- ④ 近距離（特に真正面）での会話や大声での発声を避ける。
- ⑤ 教室での飲食はしない。（休憩時間の水分補給のみ可）
- ⑥ 教室はこまめに換気を行う。
 - ・授業中は常時換気扇、空気清浄機を使用する。
 - ・休憩時には必ず2方向の窓を全開放し換気を行う。
 - ・エアコン使用時も同様に換気を行う。
- ⑦ 不特定多数の者が触れる箇所（机、ドアノブ、スイッチ等）や使用機器（パソコン・マイク等）は消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

(2) 学生の健康管理

- ① 日常における感染予防策の実施・健康管理を厳重に行う。
- ② 毎日、登校前に「健康管理表」に基づき健康状態をチェックする。
- ③ 登校時に担任または実習担当教員へ「健康管理表」提出し、健康状態を報告する。
- ④ 37.0 度以上の発熱や風邪症状がある場合は、登校せずに電話で担任または実習担当教員へ状態を報告し、指示を受ける。
- ⑤ 受診後は結果（診断名、治療内容など）を担任または実習担当教員へ速やかに報告する。
- ⑥ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ⑦ 毎日、「行動確認表」に基づき行動を記録する。

(3) 発症または濃厚接触者となった場合

- ① 電話で担任または実習担当教員へ、経過・症状・診断結果・指示内容、学内等の活動状況・接触者等を報告し、指示を受ける。
- ② 発症者は治癒後、登校する際に欠席届・登校許可証明書を提出する。
- ③ 濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触した日から換算して2週間経過後、登校する際に欠席届・出席停止措置願を提出する。